

福岡県公報

平成18年3月10日
第2506号

目次

告示(第457号-第480号)

○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	1
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	2
○保安林指定施業要件変更予定森林の所在場所等	(治山課)	2
○保安林指定施業要件変更予定森林の所在場所等	(治山課)	3
○保安林指定施業要件変更予定森林の所在場所等	(治山課)	3
○保安林指定施業要件変更予定森林の所在場所等	(治山課)	3
○保安林指定施業要件変更予定森林の所在場所等	(治山課)	3
○予防接種を行う医師	(健康対策課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	5
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	6
○国土調査の成果の認証	(農地計画課)	6
○県営土地改良事業の換地処分	(農地計画課)	6
○公共測量の実施	(土木管理課)	6
○公共測量の終了	(土木管理課)	6
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定	(出納事務局出納総務課)	7
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	7
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	8
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	9
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	10

○道路の区域の変更	(道路維持課)	12
○道路の供用の開始	(道路維持課)	13
○道路の供用の開始	(道路維持課)	13

正誤

○車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法(平成十六年三月福岡県告示第五百三十三号)中正誤		13
--	--	----

告示

福岡県告示第457号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成18年3月10日

福岡県知事 麻生 渡

- 保安林予定森林の所在場所
田川郡添田町大字落合字寒屋敷230から232まで、字熊手久保233、236、237、238の1、字仙道山453の4、453の14、1480の1、字山田460から463まで、591から593まで、598、604、606、2521、2524、字鍛冶屋山464の1、464の2、609、612、616、617の1、字谷466、字平石471の1、字家ノ上588の1、589、590、1915、1973、2015、2016、2018の1、2018の2、2034、字木屋ヶ迫594、595、字谷頭596、字杉ノ谷599から601まで、字上ノ山602、603、1947の1、字クイトヲ605、607、608、字高嶽610、611、613、字松山614、615、659、字谷ノ下618、字横居ノ本619の1、619の5、字形峯652、653の1、653の2、字葉山655、661の1、664の1、字峠ノ下656、字峰657、658、1952、字焼野660、字内ヶ野716、字城平1375の2、1930の2、字打ヶ瀬山1379の2、1379の3、1379の7、1379の9、1481の19、1481の23、字浦谷1662の7、字一ツ町山1663の5、1663の7、字深倉山1676の1、1676の2、字小仲尾1787の1、1787の4、字割石1791、字台ノ道1793、字小仲尾山1832の2、1832の3、字溝ノ上1902の1、字打ヶ瀬1913、字寺ヶ迫1924の1、字桐ノ本1944の1、1948、1954から1956まで、字木和田山1960、1995、2557、2558、字焼野ノ下1961、1974、字尾久保1964、1966

、1968、字孫田1969、1970の1、1970の2、字下ヶ迫1971、1972、字向ノ山1996の1、字水穴1997の1、2005から2014まで、字下ノ迫2001、2002、字下ノ平2003、字家ノ下2004、2017の1、2017の2、字後ヶ迫2044、2045、字上ノ森2163の1、字久々利木2231の6、字武士ヶ谷2541、字老ヶ山2556の1、字清水ノ本2571の1、2574、字楊山2573の1、大字英彦山字智室川1875、1878

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上ノ森2163の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第458号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成18年3月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市小倉南区大字辻三字貝ヶ岳661の2、字金山谷694・695(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字平原ノ上700、701、字森ノ上956、957、字小屋床962、字ツヒ岩990、993、995、997、998の1、998の2、999の1、999の2、1000、

1001、字カクアミ1003、字新立ノ下1005、1004(次の図に示す部分に限る。)、字岩岳1017、1019、字前田1030の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第459号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年12月17日農林水産省告示第2071号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役

所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第460号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月10日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年12月17日農林水産省告示第2056号（1に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第461号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月10日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年12月17日福岡県告示第2096号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び二丈町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第462号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月10日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年2月28日農林水産省告示第269号（2に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び二丈町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第463号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月10日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年12月17日福岡県告示第2095号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課並びに福岡市役所及び二丈町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第464号

福岡県下各市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種については、次表に掲げる医師が当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により公告する。

平成18年3月10日

福岡県知事 麻 生 渡

県下全市町村長の実施する予防接種業務を行う医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
古賀市千鳥1丁目1番1号	独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	大 越 恵一郎
古賀市千鳥1丁目1番1号	独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	横 山 葉 子
古賀市千鳥1丁目1番1号	独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	前 田 貴 司
古賀市千鳥1丁目1番1号	独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	岩 佐 憲 臣
古賀市千鳥1丁目1番1号	独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	松 田 裕 之
古賀市千鳥1丁目1番1号	独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	大 庭 百合賀
古賀市千鳥1丁目1番1号	独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	濱 田 美奈子

古賀市千鳥1丁目1番1号	独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	河原田 孝 宣
古賀市千鳥1丁目1番1号	独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	高 井 真 紀
古賀市千鳥1丁目1番1号	独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	横 尾 友 香
古賀市千鳥1丁目1番1号	独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	林 田 晃 寛
古賀市千鳥1丁目1番1号	独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	出 口 伸 治
古賀市千鳥1丁目1番1号	独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	大 内 洋
古賀市千鳥1丁目1番1号	独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	本 坊 拓 也
古賀市千鳥1丁目1番1号	独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	石 東 光 司
古賀市千鳥1丁目1番1号	独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	藤 井 裕 樹
古賀市千鳥1丁目1番1号	独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	野 中 将
古賀市千鳥1丁目1番1号	独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	肱 岡 真 之
古賀市千鳥1丁目1番1号	独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	山 口 正 史
古賀市千鳥1丁目1番1号	独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	長 尾 哲 彦
古賀市千鳥1丁目1番1号	独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	古 賀 政 利
古賀市千鳥1丁目1番1号	独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	宮 城 讓
古賀市千鳥1丁目1番1号	独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	宮 崎 将 之

古賀市千鳥1丁目1番1号	独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	八尋龍巳
古賀市千鳥1丁目1番1号	独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	野崎要
古賀市千鳥1丁目1番1号	独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	森本昌子
古賀市千鳥1丁目1番1号	独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	淀江賢太郎
古賀市千鳥1丁目1番1号	独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	安田健太郎
古賀市千鳥1丁目1番1号	独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	中司元

福岡県告示第465号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月10日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	田川線 桑野	前	田川郡川崎町大字田原574番9先から 同郡同町大字田原547番4先まで	17.3 ～ 22.9	89.5
			後	同上	15.5 ～ 26.0	89.5

福岡県告示第466号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年3月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月10日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	田川線 桑野	田川郡川崎町大字田原574番9先から 同郡同町大字田原547番4先まで

福岡県告示第467号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成18年3月10日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 区域の名称 芦北
- 2 区域の所在地 鞍手郡小竹町大字勝野字沓抜、塩頭
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標注番号1号から7号までを順次結んだ線及び標注番号1号と7号とを結んだ線に囲まれた区域

郡	町	大字	字	地 番	標注番号
鞍手郡	小竹	勝野	沓抜	2746番1	1号、2号及び5号
				2746番3	6号
				2746番4	7号
			塩頭	4205番2	3号
				4206番3	4号

福岡県告示第468号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成16年2月27日福岡県告示第332号北九州都市計画公園事業7・6・6号響灘緑地（北九州市施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間

昭和48年5月26日から平成20年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成16年2月27日福岡県告示第332号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第469号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成18年3月10日

福岡県知事 麻生 渡

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
嘉穂町	平成15年度から平成17年度まで	地籍図及び地籍簿	大字牛隈の一部	平成18年2月24日
福岡市	平成16年度から平成17年度まで	地籍図及び地籍簿	早良区原六丁目	平成18年2月24日

福岡県告示第470号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように

換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成18年3月10日

福岡県知事 麻生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
築上郡上毛町大字土佐井 (東下地区・第6換地区)	平成18年3月1日

福岡県告示第471号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年3月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（1級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区空港北町	平成18年2月27日から 平成18年3月31日まで

福岡県告示第472号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年3月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区大字本城外	平成18年1月16日

福岡県告示第473号

福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第1項の規定に基づき、次のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年3月10日

福岡県知事 麻生 渡

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日
88	柳川市三橋町今古賀8-1 社団法人福岡県建築士会柳川支部	柳川市三橋町今古賀8-1 柳川総合庁舎柳川土木事務所 建築指導課内	平成18年3月1日

福岡県告示第474号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成18年3月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 ひょう量が300kg以下の非自動はかり、分銅及びおもりの検査

(1) 実施機関

社団法人福岡県計量協会

(2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
------	-------	------	------	------

(ア) 非自動はかり（イに掲げるものを除く）、分銅及びおもりの検査	18年4月13日	10:00~12:00 13:00~15:00	志摩町立桜野公民館 志摩町立引津公民館	志摩町
	18年4月14日	10:00~12:00 13:00~15:00	志摩町立農業者健康管理センター	
(イ) ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるものの検査	18年4月17日	10:00~12:00 13:00~15:00	二丈町役場	前原市
	18年4月18日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	18年4月19日	10:00~12:00 13:00~15:00	福吉公民館	
	18年4月20日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	18年4月21日	10:00~12:00 13:00~15:00	伊都文化会館	
	18年4月25日	10:00~12:00 13:00~15:00	働く婦人の家	
18年4月26日	10:00~12:00 13:00~15:00	伊都文化会館		
18年4月27日	10:00~12:00 13:00~15:00			
	18年4月28日から 18年6月27日まで	左欄の間に行く検査については、糸島郡内各町及び前原市と協議の上、指示する。		糸島郡前原市
	18年4月28日から 18年6月27日まで	左欄の間に行く検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		糸島郡前原市

イ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
------	-------	------	------	------

特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	18年4月28日から18年7月27日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	糸島郡 前原市
--------------------------------------	----------------------	---------------------------------------	------------

2 ひょう量が300kgを超える非自動はかり、分銅及びおもりの検査

(1) 実施機関

福岡県計量検定所

(2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
非自動はかり、分銅及びおもりの検査	18年4月28日から18年6月27日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	糸島郡 前原市	

イ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	18年4月28日から18年7月27日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	糸島郡 前原市	

福岡県告示第475号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成18年3月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 ひょう量が300kg以下の非自動はかり、分銅及びおもりの検査

(1) 実施機関

社団法人福岡県計量協会

(2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
(ア) 非自動はかり（(イ)に掲げるものを除く）、分銅及びおもりの検査	18年5月22日	10:00~12:00 13:00~15:00	那珂川町中央公民館	那珂川町
	18年5月23日	10:00~12:00 13:00~15:00	那珂川町東地区公民館	
	18年5月24日	10:00~12:00 13:00~15:00	春日市商工会館	春日市
	18年5月25日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	18年5月29日	10:00~12:00 13:00~15:00	大野城市役所	大野城市
	18年5月30日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	18年6月1日	10:00~12:00 13:00~15:00	筑紫野市商工会館	筑紫野市
	18年6月2日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	18年6月5日	10:00~12:00	太宰府市役所	太宰府市
		13:00~15:00	太宰府市馬場公民館	
	18年6月6日	10:00~12:00 13:00~15:00	太宰府市役所	
	18年6月7日から18年8月6日まで	左欄の間に行う検査については、那珂川町、春日市、大野城市、筑紫野市及び太宰府市と協議の上、指示する。		那珂川町 春日市 大野城市 筑紫野市 太宰府市

イ) ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるものの検査	18年6月7日から 18年8月6日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	那珂川町 春日市 大野城市 筑紫野市 太宰府市
---	------------------------	---------------------------------------	-------------------------------------

イ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	18年6月7日から 18年9月6日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		那珂川町 春日市 大野城市 筑紫野市 太宰府市

2 ひょう量が300kgを超える非自動はかり、分銅及びおもりの検査

(1) 実施機関

福岡県計量検定所

(2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
非自動はかり、分銅及びおもりの検査	18年6月7日から 18年8月6日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		那珂川町 春日市 大野城市 筑紫野市 太宰府市

イ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域

特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	18年6月7日から 18年9月6日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	那珂川町 春日市 大野城市 筑紫野市 太宰府市
--------------------------------------	------------------------	---------------------------------------	-------------------------------------

福岡県告示第476号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成18年3月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 ひょう量が300kg以下の非自動はかり、分銅及びおもりの検査

(1) 実施機関

社団法人福岡県計量協会

(2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア) 非自動はかり（イ）に掲げるものを除く）、分銅及びおもりの検査	18年6月19日	10:00~12:00 13:00~15:00	基幹集落センター	上毛町
	18年6月20日	10:00~12:00 13:00~15:00	げんきの杜	
	18年6月21日	10:00~12:00	上城井公民館	築上町
		13:00~15:00	築上町築城公民館	
	18年6月22日	10:00~12:00	築上町築城公民館	
		13:00~15:00	築上町中央公民館	
	18年6月23日	10:00~12:00 13:00~15:00	築上町中央公民館	
18年6月26日	10:00~12:00 13:00~15:00	吉富町体育館	吉富町	

	18年6月27日	10:00~12:00	豊前市角田公民館	豊前市
		13:00~15:00	豊前市合河公民館	
	18年6月28日	10:00~12:00	豊前市宇島公民館	
		13:00~15:00	豊前市三毛門公民館	
	18年6月29日	10:00~12:00	豊前市勤労青少年 ホー ム	
		13:00~15:00		
18年6月30日	10:00~12:00 13:00~15:00			
18年7月1日から 18年8月31日まで	左欄の間に行う検査については、築上郡内各町及び豊前市と協議の上、指示する。		築上郡市 豊前市	
(イ) ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数 が6,000を超えるものの検査	18年7月1日から 18年8月31日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		築上郡市 豊前市

イ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所
で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	18年7月1日から 18年9月30日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		築上郡市 豊前市

2 ひょう量が300kgを超える非自動はかり、分銅及びおもりの検査

(1) 実施機関

福岡県計量検定所

(2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所
で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
非自動はかり、分銅及びおもりの検査	18年7月1日から 18年8月31日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		築上郡市 豊前市

イ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所
で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	18年7月1日から 18年9月30日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		築上郡市 豊前市

福岡県告示第477号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成18年3月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 ひょう量が300kg以下の非自動はかり、分銅及びおもりの検査

(1) 実施機関

社団法人福岡県計量協会

(2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所
で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
(ア) 非自動はかり(イ)に掲げるものを除く)、分銅及び	18年4月14日	10:00~12:00 13:00~15:00	矢部村民体育館	矢部村
	18年4月17日	10:00~12:00 13:00~15:00	黒木町民体育館	黒木町

おもりの検査

18年4月18日	10:00~12:00 13:00~15:00		
18年4月19日	10:00~12:00 13:00~15:00	立花町体育館	立花町
18年4月20日	10:00~12:00 13:00~15:00		
18年4月21日	10:00~12:00 13:00~15:00		
18年4月24日	10:00~12:00 13:00~15:00	上陽町農業活性化センター	上陽町
18年4月25日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市町村会館	八女市
18年4月26日	10:00~12:00 13:00~15:00		
18年4月27日	10:00~12:00 13:00~15:00		
18年5月9日	10:00~12:00 13:00~15:00	広川町研修センター	広川町
18年5月10日	10:00~12:00 13:00~15:00		
18年5月11日	10:00~12:00 13:00~15:00	筑後市勤労婦人センター	筑後市
18年5月12日	10:00~12:00 13:00~15:00	サザンクス筑後	
18年5月15日	10:00~12:00 13:00~15:00	筑後市勤労婦人センター	
18年5月16日	10:00~12:00 13:00~15:00	サザンクス筑後	
18年5月17日から 18年7月16日まで	左欄の間に行う検査については、八女郡内各町、八女市及び筑後市と協議の上、指示する。		

(イ) ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるものの検査

18年5月17日から
18年7月16日まで

左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。

八女郡
八女市
筑後市

イ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	18年5月17日から 18年8月16日まで			八女郡 八女市 筑後市

2 ひょう量が300kgを超える非自動はかり、分銅及びおもりの検査

(1) 実施機関

福岡県計量検定所

(2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
非自動はかり、分銅及びおもりの検査	18年5月17日から 18年7月16日まで			八女郡 八女市 筑後市

イ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域

特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	18年5月17日から 18年8月16日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	八 女 郡 八 女 市 筑 後 市
--------------------------------------	--------------------------	---------------------------------------	-------------------------

福岡県告示第478号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月10日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延長(メ ートル)	備 考
久留米	県 道	上高橋 善導寺線 停車場	前	久留米市北野町大 城21番3先から 同市北野町大城336 番9先まで	6.5 ～ 32.0	579.9	うち県道 久留米浮 羽線重用 延長340.0 メートル
			前	同上	11.3 ～ 39.0	709.5	うち県道 久留米浮 羽線重用 延長464.0 メートル
			後	同上	6.5 ～ 32.0	579.9	うち県道 久留米浮 羽線重用 延長340.0 メートル

			後	同上	9.8 ～ 41.5	709.5	うち県道 久留米浮 羽線重用 延長464.0 メートル
久留米	県 道	上高橋 善導寺線 停車場	前	久留米市北野町大 城300番1先から 同市北野町大城323 番3先まで	5.5 ～ 17.0	91.0	
			後	同上	5.5 ～ 29.0	91.0	
			後	久留米市北野町大 城293番1先から 同市北野町大城323 番3先まで	8.0 ～ 31.8	118.0	うち県道 久留米浮 羽線重用 延長54.5 メートル
久留米	県 道	久留米線 浮羽	前	久留米市北野町大 城161番8先から 同市北野町金島 2355番1先まで	5.0 ～ 13.0	709.4	
			前	同上	11.3 ～ 40.5	753.0	
			後	久留米市北野町大 城161番4先から 同市北野町金島 2354番1先まで	5.4 ～ 21.0	700.0	
			後	同上	9.0 ～ 41.5	722.0	
久留米	県 道	富 多 大 城 線	前	久留米市北野町金 島297番1先から 同市北野町大城19 番2先まで	8.0 ～ 34.0	300.0	

			後	久留米市北野町金島289番3先から 同市北野町大城19番2先まで	9.0 ～ 60.0	272.0
--	--	--	---	-------------------------------------	------------------	-------

福岡県告示第479号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年3月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月10日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	上高橋善導寺線 停車場	久留米市北野町大城21番3先から 同市北野町大城336番9先まで
久留米	上高橋善導寺線 停車場	久留米市北野町大城293番1先から 同市北野町大城323番3先まで

久留米	久留米線 浮羽	久留米市北野町大城161番4先から 同市北野町金島2354番1先まで
久留米	富多城線 大	久留米市北野町金島289番3先から 同市北野町大城19番2先まで

福岡県告示第480号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年3月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月10日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	新飯塚線 停車場	飯塚市芳雄町841番1先から 同市吉原町557番11先まで

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	回上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
16・3・19	2220	告示	533	14	○			表中	県道門司橋線	県道門司橋線

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売印刷 福岡市東区箱崎六丁目六番四二号
株式会社 川島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)